

富谷市高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画

概要版



令和3年3月

富谷市

目次

- | | |
|-------------------------|------------------|
| 1.計画の位置付け | 4.富谷市の地域包括ケアシステム |
| 2.計画の将来像・基本理念・基本目標・事業体系 | 5.計画の重点事業 |
| 3.富谷市の現状と今後の見込み | 6.介護保険料の設定 |

1

計画の位置付け



高齢者保健福祉計画は、富谷市総合計画及び富谷市地域福祉計画を上位計画として、高齢者すべてに関する保健福祉全般にわたる計画と位置付けられています。その中で、介護福祉事業計画は、介護を必要とする高齢者及び介護をする家族を支援するための計画です。

また、第8期みやぎ高齢者元気プランをはじめとする、健康または福祉の関連計画を踏まえたものとしています。

計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間であり、団塊の世代の子供達（団塊の世代ジュニア世代）が65歳を迎える令和22（2040）年を見据えた長期的な計画としました。

2

計画の将来像・基本理念・基本目標・事業体系



令和22(2040)年までの将来像

あらゆる世代が元気に暮らす健康自慢のまちを創ります



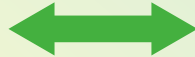
基本理念

高齢者が住み慣れた地域で安心して
自分らしく生涯を過ごせるまちづくり



基本目標

地域で高齢者が自身の健康を
守ることができるまち



高齢者の心身の変化に
あわせた支援ができるまち

事業体系

1 心と体の元気づくりの推進

2 共に支える地域づくり

3 安心できる在宅生活のための
環境づくりの推進

4 地域包括支援事業の推進

5 認知症施策の推進

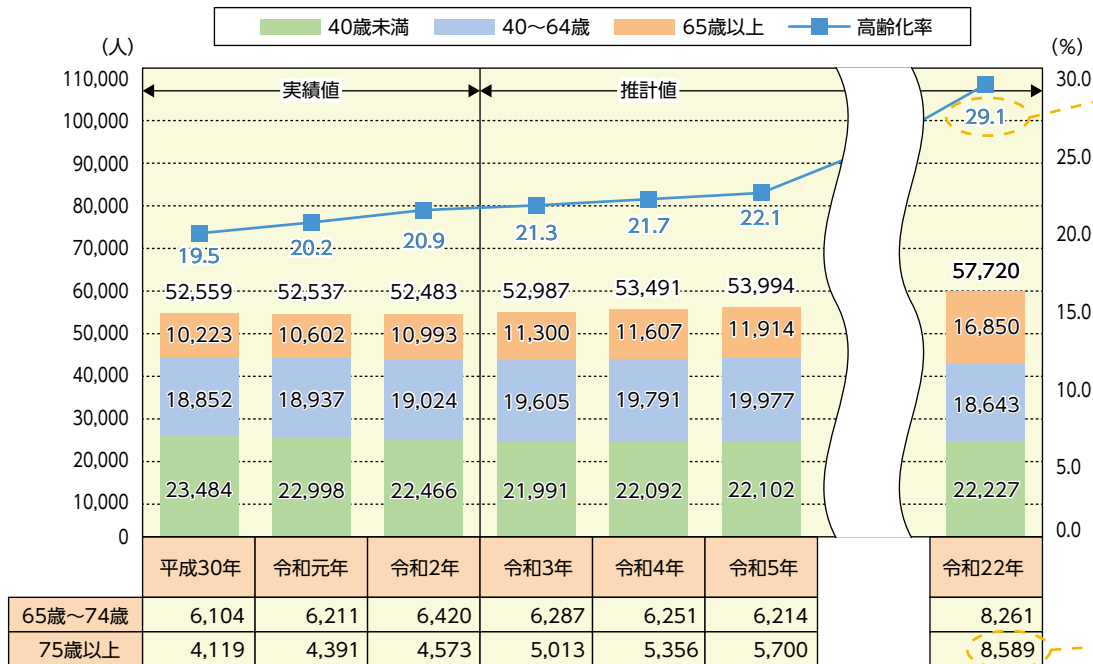
6 介護保険事業の推進

3

富谷市の現状と今後の見込み



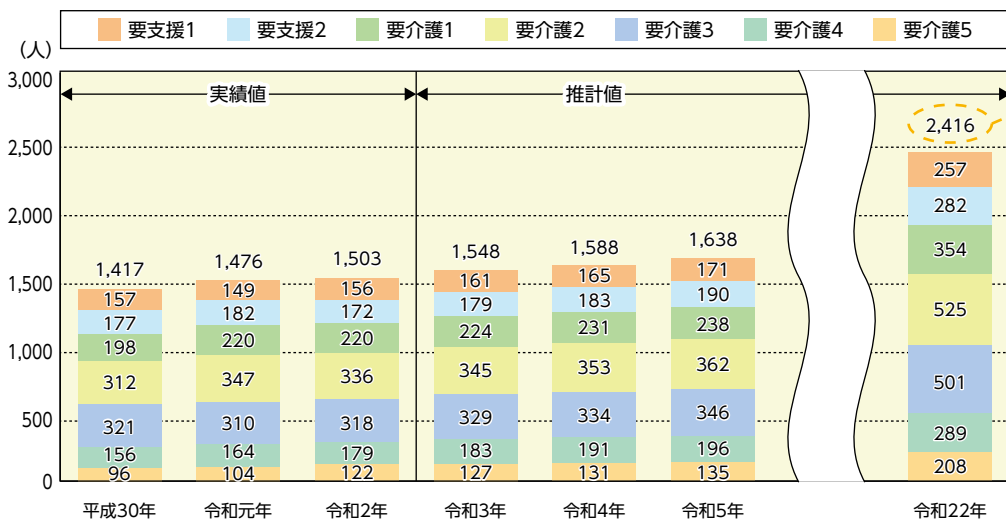
総人口と高齢者人口の推移(各年9月末時点)



高齢化率は、令和2年の20.9%から令和22年には29.1%になる見込み

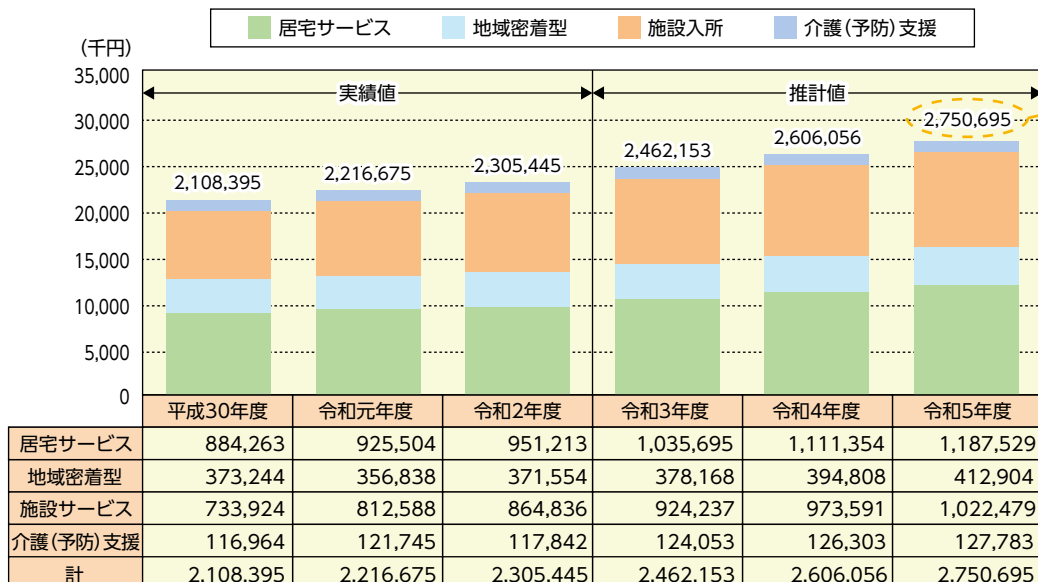
75歳以上の高齢者人口は、令和2年の4,573人から令和22年には8,589人と約1.9倍になる見込み

要介護認定者数の推移(各年9月末時点)



要介護認定者は、令和2年の1,503人から令和22年には2,416人になる見込み

給付の推移



給付費は、令和2年度の2,305,445千円から令和5年度には、2,750,695千円になる見込み



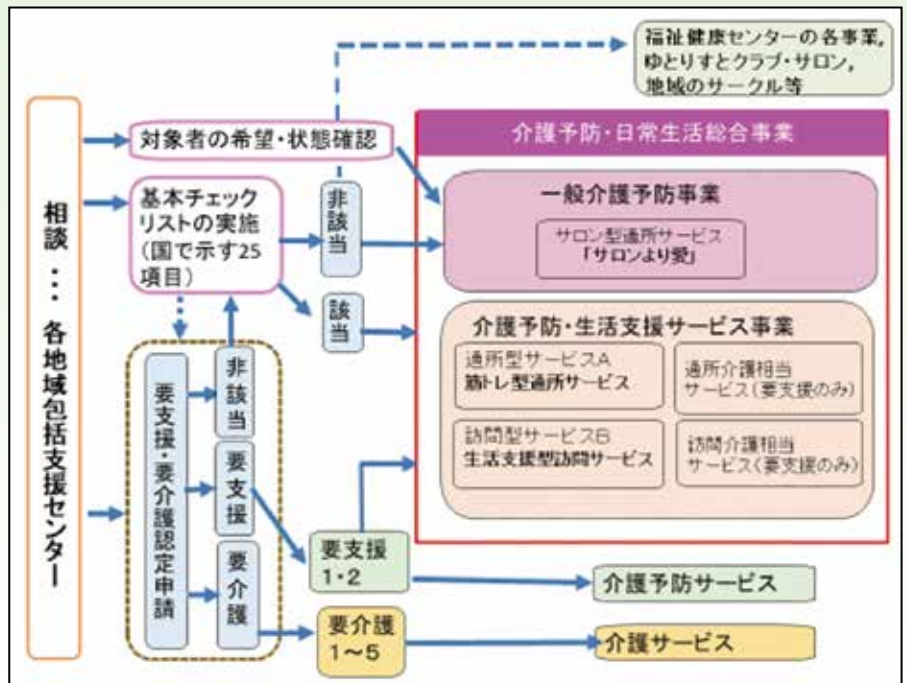


1 心と体の元気づくりの推進

介護予防・日常生活支援総合事業では、65歳以上の皆さまが住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、自分自身の状態にあわせた必要なサービスを、地域包括支援センターによるマネジメントをもとに提供しています。

それぞれお住まいの地域の地域包括支援センターまでお気軽にご相談ください。

【相談から各種事業までのながれ】



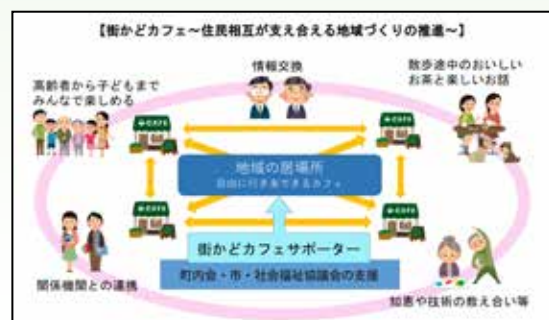
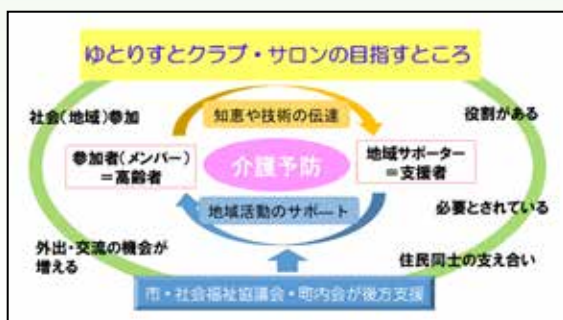
2 共に支える地域づくり

【高齢者を支えるサポーター育成プログラム】

市ではこれまで地域支え合い活動のために開催してきた各種養成研修に加えて、新たに「サポーター養成基礎研修」を新設しました。共通の課題や知識・技術を取得しながら、地域の人(サポーター)が地域の人を支える仕組みづくりを推進していきます。

【地域活動と居場所づくりの推進】

高齢者の閉じこもり予防・交流の場として行っている「ゆとりすとクラブ・サロン事業」や地域の居場所となっている「街かどカフェ事業」においては、参加者同士が互いに家事の知恵や技術を教え合うなど、地域住民による支え合いの介護予防の場となっております。地域活動と居場所づくりの推進のため、社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携しながら各事業の後方支援を行います。



3 地域包括支援事業の推進

地域包括支援センターの機能を強化し、高齢化に伴う相談と、複雑・多様化している問題に、迅速かつ的確に対応していきます。

【日常生活圏域ごとの地域包括支援センター】

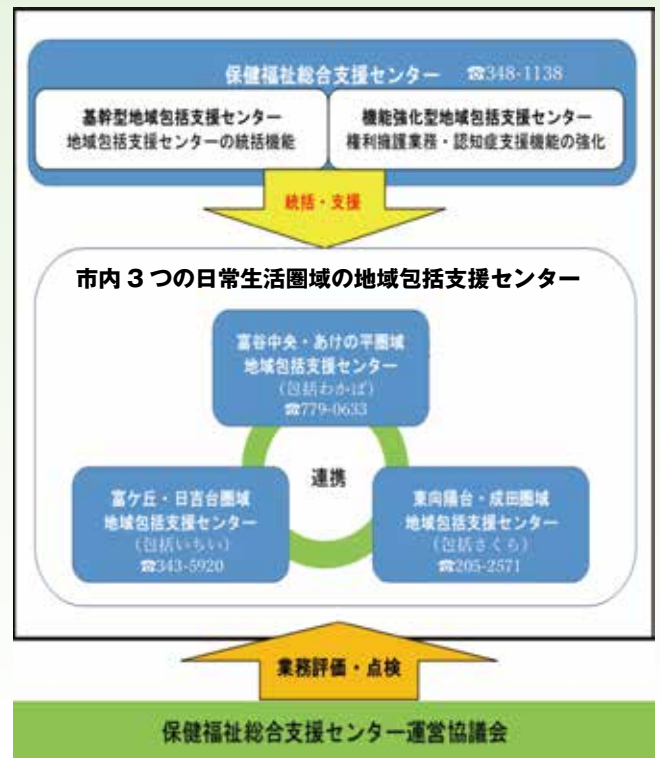
日常生活圏域すべてに、地域包括支援センターを設置しました。より住民に近い相談窓口として、複雑・多様化する問題を抱えた方の支援を、専門職や関係機関等と連携して行います。

【保健福祉総合支援センター（基幹型・機能強化型地域包括支援センター）】

地域包括支援センターを統括・支援し、日常生活圏域における各種支援体制の拡充を図ります。

【保健福祉総合支援センター運営協議会】

各圏域地域包括支援センターがその機能を適切に発揮していくため、保健福祉総合支援センター運営協議会でその運営の評価・点検を行い、適切な事業運営が行えるようにします。



4 認知症の支援体制の強化

認知症の人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を各圏域地域包括支援センターに配置します。また、地域や医療等支援機関の連携を図ります。



【予防の支援】

認知症の予防、知識啓発のための講座：認知症の知識の普及や、予防の啓発を実施していきます。

【理解の促進】

- ・認知症学びの講座（認知症サポーター養成講座）：認知症を正しく理解していただくための講座です（受講された方は、認知症サポーターとなります）。
- ・認知症学びの講座フォローアップ研修：認知症の人を支える地域づくりにおいて、自分たちにできることを共に考える研修です。
- ・認知症の人と家族の会：認知症の人本人やその家族が集い、話ができる場所を作ります。
- ・高齢者のためのケアパス（認知症についても含む）：高齢者のための相談窓口や高齢者支援の取り組みが掲載されているケアパスを作成・配布します。

【支援体制の強化】

早期発見・早期治療：専門医による認知症専門相談や専門職で構成する初期集中支援チームによる支援を実施していきます。

